

# 小松島市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人小松島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小松島市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 徳島県小松島市横須町11番7号（小松島市総合福祉センター内1階）

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（主任介護支援専門員と兼務）  
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 介護福祉士3名（内主任介護支援専門員1名）  
社会福祉士1名（主任介護支援専門員）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間午前8時30分から午後17時15分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (2) 使用する課題分析票の種類は独自方式とする
- (3) サービス担当者会議の開催場所第3条に規定する事業所内若しくは利用者宅、サービス事業所等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度最低月1回 (他必要に応じて訪問)
- (5) モニタリングの結果記録1ヶ月に1回

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、小松島市を区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には速やかに市町村、利用者の家族、主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

る。

- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 利用者又はご家族等の非協力など、双方の信頼関係を損壊する行為に改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所及び介護支援専門員等の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合、又はハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除する。
- 6 ハラスメント行為の具体例等は次のとおりとする。
  - (1) 介護支援専門員等に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの行為。
  - (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な言動等）などの行為。
  - (3) サービス利用中における介護支援専門員等の写真・動画の無断撮影及び録音、また、それらのSNS等への無断掲載、個人の携帯番号の問い合わせ、ストーキングなどの行為。
  - (4) 前3号に掲げる行為のほか、介護支援専門員等からの報告により、事業所においてハラスメントであると判断した行為。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
- 5 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指す。（研修年1回）
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人小松島市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。（研修年1回・訓練年2回）

（衛生管理等）

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。（研修年2回・訓練年1回）

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、令和2年2月18日から施行する。

この規定は、令和5年7月1日から施行する。